

空き家を地域活性化 のために活用する場合の 改修費用を補助します!!



補助対象となる地域活性化施設とは

- ・地域交流施設（いきいきサロン・子育てサロンなど）
- ・子育て支援施設（こども食堂・学習支援施設など）



補助の主な要件

- ・市内にある空き家を活用すること（戸建住宅等に限る）
- ・市内の施工業者が行う空き家の改修等に要する工事であること
- ・交付決定を受けた用途で、**10**年以上継続的に活用すること等



補助率・補助金上限額

- ・対象工事費用の**3分の2**を補助
- ・補助金上限額は**200**万円

その他条件が
ございますので、
必ず事前に
ご相談ください!!

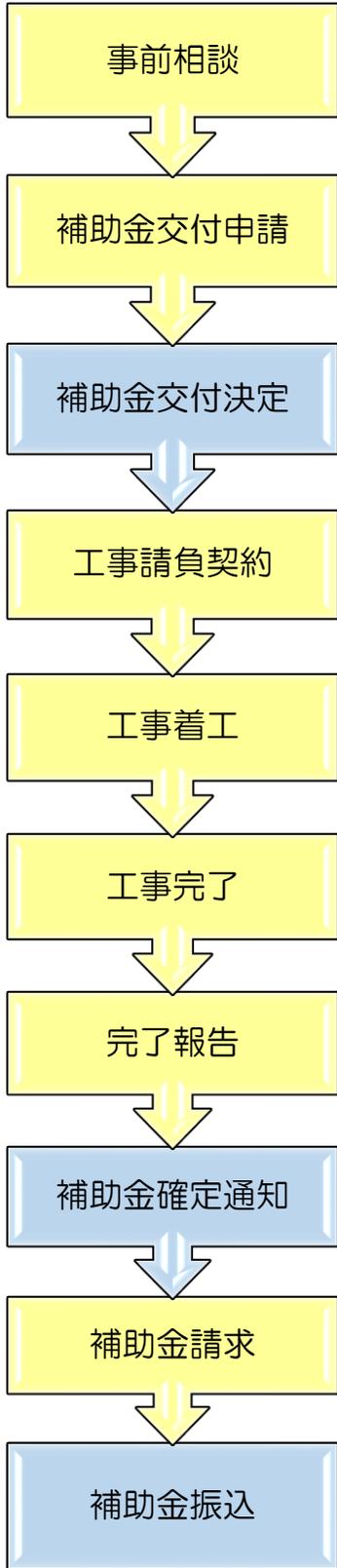


申請期間等

- ・令和7年4月1日から10月31日まで

お問い合わせ 市民部 安心安全課 空家対策係
Tel 048-524-1111 内線 332

手続きのながれ



事前相談

事前に実施内容を説明いただき、補助の対象となるかの確認を行います。
(事業計画、収支予算、法人団体概要等を確認します。)
(国へ補助金の対象となるかどうかの確認も行います。)
交付申請に必要な書類等の御案内を行います。
書類に不備がある場合、受付できませんので、あらかじめ予約のうえ、事前相談にお越しく下さい。**なお、予算に達し次第受付を終了します。**

交付申請に必要な書類

- 補助金交付申請書
- 事業計画書
- 収支予算書
- 申請者概要書(法人・団体に限る)
- 不動産登記事項証明書(建物及び土地)申請日から1か月以内発行
- 誓約書兼同意書
- 承諾書、賃貸借契約書(賃貸物件を活用する場合)
- 対象工事の見積書(市内事業者に限る)
- 空き家であったことの確認書類(電気、ガス、水道等の中止証明等)
- 現況写真(全景、工事予定箇所)
- 建築確認申請が必要な場合は、確認済証の写し
- 位置図
- 設計図
- ※ 要件確認等のため、その他書類の提出をお願いすることがあります。
- ※ 審査には、2～3週間かかります。

完了報告に必要な書類

- 補助金補助対象工事完了報告書
- 請負契約書の写し
- 領収書、内訳明細書の写し
- 補助対象工事箇所の写真(施行前、施行中、施工後)
- 建築確認申請が必要な場合は、検査済証の写し
- 耐震診断結果報告書の写し
(昭和56年5月31日以前の空き家を工事した場合)
- リフォーム後の管理に係る契約書の写し
- ※ この他にも書類の提出をお願いすることがあります。

(注)

必要に応じて、空き家の現況、工事現場等を確認させていただくことがありますので、ご協力をお願いします。
偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、熊谷市補助金等の交付手続等に関する規則により、その全額又は一部を返還していただくことがあります。

お問い合わせ 市民部 安心安全課 空家対策係
TEL 048-524-1111 内線 332